

八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八百津町における再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減を図るため、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 増設でないこと。
- オ 買替えでないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 前号の太陽光発電設備と同時に設置する付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 15.5万円／kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であること。
- ク 別記仕様に掲げる蓄電池の仕様を満たすものであること。
- ケ 増設でないこと。
- コ 買替えでないこと。
- サ 定置用であること。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第4条 八百津町長（以下「町長」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者

(以下「補助対象者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 八百津町内で自ら所有し居住する専用住宅（併用住宅を除く）の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する者であること
- (2) 本町の町税等の滞納がないこと
- (3) 補助対象設備について、国や地方自治体からの別の補助金・交付金等を受領していない者であること
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項を遵守できる者であること
- (7) 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること
- (8) 設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること
- (9) 「八百津町暴力団排除条例」（平成24年八百津町条例第14号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備

最大出力（kW表示の小数点以下の端数切捨）に1kW当たり7万円を乗じた額（千円未満切捨）とし、5kW相当分を限度とする。

- (2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満切捨）とする。ただし、5kWh（小数点第2位以下の端数切捨）相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付

して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書
- (4) 「FIT・FIP認定を受けないこと」、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）を遵守すること」等に関する申請者の誓約書（様式第1号の2）
- (5) 補助対象設備の設置を行う施工業者の誓約書（様式第1号の3）
- (6) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (2) 対象設備の保証書・取扱い説明書の写し
- (3) 電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し（接続契約・売（買）電契約等する場合に限る）
- (4) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金額の確定決定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条の額の確定通知を受けた後、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、八百津町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第14条 補助対象者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書

を第10条に準じて提出するものとする。

- 2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 町長は、補助対象者に交付すべき交付金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 町長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者が、法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- 2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第16条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 町長は、交付者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第17条 補助対象者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和４年12月１日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、令和８年３月31日限り、効力を失う。ただし、同日までにこの訓令の規定による申請が行われたものについては、同日後もなおその効力を有する。